

行政改革大綱の今後について（案）

1 新行政改革大綱等の策定期間について

現在の行政改革大綱については、本年度（平成 28 年度）で推進期間が終了となります。

しかし、次の理由により、平成 29 年度に平成 30 年度を始期とする新たな行政改革大綱を策定するものとする。

- ・現在の大綱の最終年度である平成 28 年度の後期行動計画の取組状況を確認し、これもふまえて大綱の総括を行い策定することが適切である。
- ・具体的には、達成済みの取組項目は整理を行い、また、未達成の取組項目の理由等を検討し、新たな大綱を策定する。

2 平成 29 年度の取り組み（予定）

- ・平成 28 年度の後期行動計画の進行管理
- ・平成 24 年度～平成 28 年度の行動計画の達成状況の総括
- ・平成 30 年度以降を推進期間とする行政改革大綱及び行動計画の策定

○本市の行政改革の取り組み

- ・現大綱の取組方針を継続
- ・未達成の取組の推進

